仕　様　書

１　委託業務名　　妊産婦シェルター設置等業務委託

２　業務の目的

本市は、「赤ちゃんいのちのバトン」及び内密出産の導入を目指しているところであるが、経済的な理由やＤＶなど様々な理由により安全に出産することができない妊婦に対し、出産までの間に安心して過ごすことのできる生活の場が十分に整備されていない。

本件は、出産しても自分でこどもを養育することが困難、かつ保護を必要とする妊産婦、また内密出産を希望する妊産婦を対象に、一時的に生活の場を無償で提供するとともに、自立支援に向けた相談対応、社会的支援へのつなぎ等を目的とした妊産婦シェルター（以下、「施設」という。）の設置及び管理運営を委託するもの。

３　履行期間

本業務は、「妊産婦シェルター設置業務」及び「妊産婦シェルター管理運営業務」を一体として発注する。なお、各業務の委託期間については以下のとおりとする。

妊産婦シェルター設置業務委託：契約日から令和９年３月３１日まで

妊産婦シェルター管理運営業務委託：契約日から令和１３年３月３１日まで

※管理運営業務については、妊産婦シェルター設置業務の事業完了日以降を予定している。

４　見積限度額

妊産婦シェルター設置業務委託：１１，８２２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

妊産婦シェルター管理運営業務委託：１１２，３８０，０００円

※管理運営業務については、社会福祉法第２条第３項第２号に規定する第二種社会福祉事業のため非課税。

管理運営業務の見積書上の業務期間は、令和９年４月から令和１３年３月までの48か月間とし、令和１０年度から令和１２年度までの３年間の債務負担行為を予定している。（実際の業務開始時期は見積書上の業務期間と異なる可能性がある。）現時点で予算措置されておらず、供用開始に当たり、その必要性が認められ、かつ予算が措置された場合、本業務の受託者と別途運営管理の委託契約を締結することとする。また、予算額も上記金額未満となることもある。

５　業務内容

【妊産婦シェルター設置業務委託】

（１）　施設の設置場所の選定

※施設の設置背景を鑑みて選定すること。なお、設置場所は泉佐野市内に限る。

（建物については新築又は既設を問わない。ただし既設の建物を活用する場合、現行の建築基準法における耐震基準を満たすこと。）

（２）　施設の供用化に向けた整備

以下で示す部屋及び設備等、全ての要件を満たした施設とする。

①　利用者が居住する部屋（３室以上）

（※部屋にはベッド、エアコン等の家具及び家電を設置すること。）

②　事務室

③　相談室

④　その他、事業の運用に必要な設備

（※共用スペースには、通常の生活を営む上で必要な設備を設置すること。）

※本業務の実施に当たっては、こども家庭庁支援局長発出の、令和６年３月２９日付、こ支家第１８４号“妊産婦等生活援助事業の実施について”及び同日付、こ支家第１８７号“「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」について”において定める“妊産婦等生活援助事業実施要綱”及び“妊産婦等生活援助事業ガイドライン”の内容を踏まえて実施すること。

※設備については、受託者が調達及び費用を負担し、業務完了までに利用可能な状態にすること。なお、導入した設備及び作成された資料は泉佐野市に帰属するものとする。ただし、不動産の改修に係るものは除く。

※施設の改修に当たり、必要な届出については受託者の責任において実施すること。

（３）　施設の設置に係る資料等の提出

業務の実施に当たり、以下の資料等を提出すること。なお、変更が生じる際は、その旨を市に報告し、市の了解のもと変更できることとする。

①　設計図書（付近見取図、配置図、平面図、断面図その他本市が必要とする図面等）

②　施工計画

③　導入設備一覧表（物品名・台数・仕様を必須とする。）

④　妊産婦等生活援助事業の施設としての届出に必要な様式

※施設は妊産婦等生活援助事業の施設として供用するため、大阪府への届出が必要となる。届出に当たり、大阪府から本市を介して施設に係る依頼を受けた場合、速やかにその求めに応じること。

なお、提出資料は原則として A4 サイズとし、紙及びデータで納品すること。

【妊産婦シェルター管理運営業務委託】

本事業の実施に当たっては、次に掲げる者を配置すること。

① 支援コーディネーター（管理者）：１名

② 保健師、助産師又は看護師の資格を有する者：１名

③ 母子支援員：１名

本施設は妊産婦等生活援助事業の施設とするため、支援コーディネーター（管理者）は、施設の適切な運営を管理するほか、支援計画の策定、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連絡調整を適切に行うことができる者であること。また、施設に利用者がいる場合、年末年始を問わず、24 時間最低１名は生活支援が可能な人員を施設に配置すること。

（１） 支援計画の策定

・「（３）生活支援」を実施する場合のほか、必要がある場合には策定すること。

・支援計画の策定に際しては、利用者の意向を十分に踏まえるとともに、利用者の心身の状況や生活状況など必要な情報を収集した上でアセスメントを行うこと。

・支援計画には、「支援上の課題」「課題解決のための支援目標」「目標達成のための具体的な支援内容及び方法」「利用者の意向」を記載すること。

（２） 相談支援

・施設の利用者に対し、相談対応を実施する。なお、対象者に係る基礎的事項、相談内容を記録するとともに、適切に保管・管理すること。

（３） 生活支援

① 医療機関等と連携した健診等の同行

定期的な妊婦健診の受診を促進し、安心で安全な妊娠経過と出産を支援する。

② 母子の健康管理等

適切に母子の健康状態を継続的に把握し、一貫した支援を提供する。

③ 関係機関と連携した支援の実施

施設の利用者がより良い生活を送れるよう支援することを念頭に、意向を十分に踏まえた上で、具体的な支援計画を作成し、関係機関と連携して必要な支援を提供し、又は支援を受けられるよう調整する。

④ 居室提供による生活支援

施設の利用者に対し、居室の提供を行い、食事の提供、また育児手技の指導や自立に向けた家事等の日常生活上の援助、住まいの確保に向けた支援等を行う。なお、居室提供期間については、本市の指示に従うこととする。

（４） 連絡調整等

・市又は関係医療機関からの求めに応じて、施設の利用者の意向を考慮したうえで定期的に情報共有を行うこと。

・施設の利用者に出産の兆候が現れた際は、関係医療機関及び市へ連絡すること。

（５）　実績報告書等の提出

本業務について、毎月の実績報告書、また市から関係資料の求めがあった場合、これに応じること。

６　適用基準等

事業実施に当たっては、建築基準法、消防法その他の関係法令、条例、規則、要綱を遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求仕様と照らし適宜参考とすること。また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は全て公募時点において最新のものを参考とすること。

併せて、こども家庭庁支援局長発出の、令和６年３月２９日付、こ支家第 184 号“妊産婦等生活援助事業の実施について”及び同日付、こ支家第 187 号“「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」について”において定める“妊産婦等生活援助事業実施要綱”及び“妊産婦等生活援助事業ガイドライン”の内容を踏まえて実施すること。

なお、施設の所在地等、本事業に係る情報については、一般公表しないため、設計図書、施工計画その他の関係資料の取扱いに注意すること。特に利用者情報については、適切に管理し、そのデータについても暗号化および物理的な盗難防止措置を講じること。

７　業務委託料の支払

業務の履行完了後、発注者が行う検査に合格した場合、実績報告書を添えて市に報告し、当該月の業務に係る委託料を請求するものとする。なお発注者は、請求を受けた日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

８　その他注意事項

（１）受注者は、本業務の実施に関して発注者と連携を密にし、必要に応じて協議すること。

（２）施設の設置及び運営に必要な届出については、原則として受託者の責任において実施すること。ただし、本市が行うべき届出については、これによらない。

（３）施設を適切に管理運営すること。なお、受託者の瑕疵による何らかの損失が発生した場合、市はその責任を負わないこととする。

（４）施設の賃借料、食糧費、光熱水費その他施設の設置及び管理運営に伴う全ての費用は、本委託料に含むものとする。

（５）その他本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めること。